

産業廃棄物処分業許可証

住所 三重県伊勢市勢田町612番地7
 氏名 株式会社世古口建設南勢処分場
 代表取締役 世古口 真彦

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

三重県知事 鈴木 英敬



許可の年月日 令和元年12月19日
 許可の有効年月日 令和6年3月1日

1. 事業の範囲
 【中間処理】

破碎：廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く。）、木くず、
 ガラスくず等（石綿含有産業廃棄物を除く。）、
 がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。） 以上4種類

※ガラスくず等とは、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築、又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」をいう。

2. 事業の用に供するすべての施設

施設の種類	設置場所	設置年月日	処理能力	許可年月日	許可番号
破碎施設	多気郡明和町大字山大淀字瀬山131-2, 132	H6. 3. 7	がれき類 : 480t/日 (8h) ガラスくず等 : 480t/日 (8h)	H13. 2. 1	第66-1号
破碎施設	多気郡明和町大字山大淀字瀬山145-1, 145-2	H6. 2. 21	木くず : 160t/日 (8h)	H13. 2. 1	第66-2号
破碎施設 (石膏ボード)	多気郡明和町大字山大淀字瀬山132	H15. 4. 11	ガラスくず等 : 4. 376t/日 (8h)	-	-
破碎施設	多気郡明和町大字山大淀字瀬山144, 145-1, 145-2	H21. 12. 16	廃プラスチック類 : 3. 6t/日 (8h)	-	-

3. 許可の条件
 なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成11年3月2日 新規許可
 平成14年7月11日 変更許可
 平成15年6月19日 変更許可
 平成16年3月2日 更新許可
 平成21年3月13日 更新許可
 平成26年3月3日 更新許可

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 有